

違反対象物の公表制度

重大な消防法令違反の 建物を公表します

運用開始
令和2年（2020年）4月1日

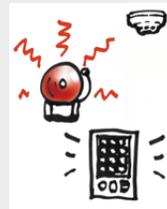
違反対象物の公表制度とは 建物を利用しようとする方が、その建物の危険性に関する情報を入手し、建物の利用について判断できるよう、重大な消防法令違反の内容等を公表する制度です。

● 公表の対象となる建物

飲食店、物品販売店、宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物や、病院、社会福祉施設などの一人で避難することが困難な方が利用する建物です。

● 公表の対象となる違反

消防法令により設置義務があるにもかかわらず、**屋内消火栓設備**、**スプリンクラー設備**、又は**自動火災報知設備**のいずれかの設備が設置されていないものです。



● 公表する内容

建物の名称 建物の所在地 違反の内容

● 公表の方法・期間

建物関係者に違反内容を通知した日から14日を経過しても、その違反が認められる場合に、**違反が是正されたことを確認できるまでの間**、**柏崎市ホームページに掲載**します。

◆ 建物関係者の方へ

以下の変更を行う場合には、新たに消防用設備等の設置又は既存消防用設備等の増設等が必要になることがありますので、**事前に消防本部予防課へご相談ください。**

- 増築、改築、隣接建物との接続を行う場合
- 飲食店、物品販売店、宿泊施設、社会福祉施設などの用途が新たに入居する場合
- 窓などの開口部をふさいでしまう場合